

令和2年度決算に基づく
健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

横浜市監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

令和3年9月3日

横浜市監査委員 藤野次雄

同 高品彰

同 前田一

同 横山正人

同 中山大輔

第1 審査の対象

- 1 令和2年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和2年度決算に基づく資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

【参考】

【健全化判断比率及び資金不足比率の対象】

区分	会計名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
横浜市	一般会計	↑	↑	↑	↑	
特別会計	母子父子寡婦福祉資金会計					
一般会計等	勤労者福祉共済事業費会計					
	公害被害者救済事業費会計					
	市街地開発事業費会計					
	新墓園事業費会計					
	みどり保全創造事業費会計					
	公共事業用地費会計					
	市債金会計	↓				
公営事業会計	国民健康保険事業費会計					
	介護保険事業費会計					
	後期高齢者医療事業費会計					
	自動車駐車場事業費会計					
公営企業会計	下水道事業会計					↑
法適用	埋立事業会計					
	水道事業会計					
	工業用水道事業会計					
	自動車事業会計					
	高速鉄道事業会計					
	病院事業会計					
法非適用	港湾整備事業費会計					
	中央卸売市場費会計					
	中央と畜場費会計					
	風力発電事業費会計					
一部事務組合・広域連合						
地方公社・第三セクター等						

注1 この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領等を基に、横浜市の各会計の審査の対象についてまとめたものである。

注2 公営企業会計のうち、法適用は地方公営企業法の規定の全部又は財務規定等を適用している会計で、法非適用は同法を適用していない会計である。

第2 審査の期間及び審査の方法

1 審査の期間

令和3年7月1日から令和3年9月3日まで

2 審査の方法

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、横浜市監査委員監査基準に従い、各決算関係書類及び根拠資料との照合、年度間比較等の分析、関係職員からの聴取などを実施することにより審査を行った。

第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

第4 健全化判断比率等の状況

本市における健全化判断比率は、図表1のとおりである。

図表1 健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率	本市の状況		早期健全化基準	財政再生基準
	令和2年度	(参考) 令和元年度		
(1) 実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
(3) 実質公債費比率	10.5	10.2	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	137.4	140.4	400.0	

注 実質赤字及び連結実質赤字が発生していないため「—」と表記した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率においては、実質赤字が発生していない。

実質公債費比率は、令和元年度に比べ0.3ポイント増加し、10.5%となった。

将来負担比率は、令和元年度に比べ3.0ポイント減少し、137.4%となった。

資金不足比率においては、全ての公営企業会計で資金不足が発生していない。

各公営企業会計の資金不足比率は、図表2のとおりである。

図表2 資金不足比率の状況

(単位：%)

会計名	本市の状況		経営健全化基準
	令和2年度	(参考) 令和元年度	
(1) 港湾整備事業費会計	—	—	20.0
(2) 中央卸売市場費会計	—	—	
(3) 中央と畜場費会計	—	—	
(4) 風力発電事業費会計	—	—	
(5) 下水道事業会計	—	—	
(6) 埋立事業会計	—	—	
(7) 水道事業会計	—	—	
(8) 工業用水道事業会計	—	—	
(9) 自動車事業会計	—	—	
(10) 高速鉄道事業会計	—	—	
(11) 病院事業会計	—	—	

注 資金不足が発生していないため「—」と表記した。